

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	子ども施設課 入所係	
許 認 可 等 名	保育所入所の承諾	
根 拠 法 令	児童福祉法の規定に基づく保育所における保育を行うことに関する条例施行規則	
根 拠 条 項	第3条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5193 )	
審 査 基 準	<p>1 保育所に入所できる対象児童 徳島市に住民票があり、かつ居住している世帯の児童で、保護者または同居の親族その他の者が次の各号のいずれかに該当することにより、保育することができないと認められる児童であること。 居宅外で労働することを常態としていること。 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 妊娠中であるか、または出産後間がないこと。(出産予定月の前後2ヶ月) 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。 長期にわたり疾病にある、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 市長が認める前各号に類する状態であること。</p> <p>2 入所の不承諾 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、保育所への入所を承諾しないことができる。 条例第2条に規定する保育所における保育を行う基準に該当しない場合 入所を希望する保育所の入所の申込が当該保育所の定員を超えるため、児童福祉法第24条第3項に基づく公正な選考が実施された結果入所できなくなった場合</p>	
	参 考 事 項	徳島市保育所入所選考基準
	設 定 等 年 月 日	昭和24年8月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 日(休日を除く・休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由) 入所希望月により、処理期間が異なるため、申請時を始点とする標準処理期間は設定していない。 希望月の前月15日(その日が閉庁日のときは、その前日の開庁日)を締切としており、希望月前月の20日頃に決定できるようにしている。</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審查基準

基準